

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部の施行
期日を定める政令要綱

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和四年法律第
十六号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和五年三月一日とすること。